

令和3年第2回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和3年6月11日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	6月11日 午前10時00分		
	散 会	6月11日 午前11時01分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	3	與那嶺 透	5	座間味 邦 昭
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	大 木 明 美
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	久 田 浩 也	福祉保健課長	宮 里 晃
	副 村 長	比 嘉 克 雄		
	教 育 長	玉 城 奎		
	総 務 課 長	我那覇 隆 文		
	企画財政課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	嘉 陽 健		
	経 済 課 長	久 田 哲 史		
住 民 課 長	仲 村 美奈子			

令和3年第2回今帰仁村議会定例会

議事日程第1号

令和3年6月11日（金曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長の行政報告	
5	議案第25号	村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	説 明
6	議案第26号	今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
7	議案第27号	今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民の浜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
8	議案第28号	今帰仁城跡附シイナ城跡保存管理条例の一部を改正する条例について	説 明
9	議案第29号	今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	説 明
10	議案第30号	工事請負契約について	説 明
11	議案第31号	令和3年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について	説 明
12	議案第32号	令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について	説 明
13	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	説 明
14	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて	説 明
15	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて	説 明
16	報告第3号	令和2年度今帰仁村一般会計繰越明許費繰越計算書について	報 告
17	報告第4号	令和2年度今帰仁村一般会計事故繰越し繰越計算書について	報 告

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに令和3年第2回今帰仁村議会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 與那嶺 透議員及び5番 座間味邦昭議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から6月18日までの8日間と決定いたしました。

日程第3. 「議長諸般の報告」を行います。

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査報告書がお手元に配付されております。朗読は省略いたします。

2. 本定例会に受理した、請願(陳情)は、会議規則第91条及び第92条の規定によってお手元に配付の請願(陳情)・意見書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

3. 議会関係の報告書がお手元に配付されております。後ほどお目通しください。朗読は省略いたします。

3月 2日 北部広域市町村圏事務組合第57回定例会が開催されました。

〃 北部市町村議会議長会第4回定例総会が開催されました。

〃 令和3年第1回沖縄県市町村総合事務組合議会定例会が開催されました。

11・12・16日 予算審査特別委員会を行いました。

23日 本部署長退職のあいさつに参加しました。

24日 運天港活用推進協議会が開催されました。

31日 本部署長新任のあいさつに参加しました。

4月 1日 令和3年度辞令交付式が行われました。

13日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催されました。

23日 令和3年度沖縄振興拡大会議(Web会議)に出席しました。

26日 北部市町村議会議長会令和3年度会計監査を行いました。

5月 11日 令和3年度北部市町村議会議長会第1回定例総会が開催されました。

12日 令和3年度村青少年健全育成協議会役員会に出席しました。

〃 令和3年度村育英会役員会に出席しました。

18日 全日本国立医療労働組合愛楽園支部陳情対応しました。

- 5月 21日 第12回今帰仁まつり第2回実行委員会が開催されました。
25日 高齢者叙勲物件伝達を行いました。

日程第4. 「村長の行政報告」を行います。これを許します。久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 皆様、おはようございます。村長の行政報告を行います。行政報告書がお手元に配付されております。後ほどお目通しをいただきたく存じます。朗読は省略いたします。以上です。

- 3月 1日 北山高等学校の卒業式が行われました。
2日 第13回今帰仁グスク桜まつり第2回実行委員会を開催しました。
〃 第12回今帰仁まつり第1回実行委員会を開催しました。
3日 第193回沖縄県町村会定期総会に出席しました。
〃 沖縄県国民健康保険団体連合会通常総会に出席しました。
〃 沖縄県後期高齢者医療広域連合説明会に出席しました。
5日 固定資産評価審査委員会を開催しました。
6日 今帰仁中学校の卒業式が行われました。
7日 第32回ツール・ド・おきなわ2020大会（サイクリング部門）セレモニーに参加しました。
12日 認定こども園みらいへ木製玩具をプレゼントしました。
15日 沖縄県農林漁業賞伝達表彰式を行いました。
16日 村内各小学校の卒業式が行われました。
24日 令和2年度農村集落基盤再編・整備事業（今帰仁西地区）推進協議会を開催しました。
〃 令和2年度運天港活用推進協議会を開催しました。
〃 令和2年度第3回今帰仁村男女共同参画庁内推進会議を開催しました。
〃 第17回今帰仁村庁舎建設委員会を開催しました。
〃 今帰仁村親善チャリティーゴルフ大会実行委員会を開催しました。
25日 令和2年度第3回公立北部医療センター整備協議会が開催されました。
26日 認定子ども園みらいの修了式が行われました。
27日 今帰仁保育所の卒園式が行われました。
31日 退職者辞令交付式を行いました。
- 4月 1日 令和3年度辞令交付式を行いました。
〃 認定子ども園みらい・今帰仁保育所の入園式が行われました。
6日 沖縄県北部農林水産振興センター所長と意見交換を行いました。
7日 北山高等学校の入学式が行われました。
8日 村内各小学校・中学校の入学式が行われました。
9日 行政相談委員感謝状贈呈及び委嘱状交付式を行いました。
12日～13日 村内各小学校で宮良多鶴子「希望と未来のコンサート」が行われました。

- 4月 13日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。
20日 日本銀行沖縄支店長と意見交換を行いました。
21日 沖縄地区史跡整備市町村協議会役員会が開催されました。
23日 令和3年度沖縄振興拡大会議（Web会議）に出席しました。
- 5月 7日 令和3年度第1回北部市町村会総会に出席しました。
〃 令和3年度第1回北部市町村会負担金補助金審議委員会に出席しました。
〃 令和3年度北部広域市町村圏事務組合第1回理事会に出席しました。
12日 令和3年度青少年健全育成協議会役員会に出席しました。
〃 令和3年度村育英会役員会を開催しました。
19日 沖縄県畜産振興公社理事長と意見交換を行いました。
21日 第12回今帰仁まつり第2回実行委員会を開催しました。
22日 JAおきなわ理事長と意見交換を行いました。
25日 第44回今帰仁城跡附シイナ城跡調査研究整備委員会に出席しました。
28日 沖縄地区史跡整備市町村協議会第45回大会が開催されました。

○ 座間味 薫 議長 日程第5. 議案第25号 村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 おはようございます。よろしくお願いいたします。それではお手元の

議案第25号

村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したいので議会の議決を求めます。

令和3年6月11日提出

今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行に伴い、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責について定めることができるようになったため、この議案を提出します。

村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、村長若しくは村の委員会の委員若しくは委員又は村の職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「村長等」という。）の村に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 村は、村長等の村に対する損害を賠償する責任を、村長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、村長等が賠償の責任を負う額から、村長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる村長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

- (1) 村長 6
- (2) 副村長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員 2
- (4) 村の職員（第2号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本条例は住民訴訟の対象となる地方公共団体の長、その他の職員の損害賠償責任額のうち、あらかじめ定めた額を除いた残りの額を免除する旨を条例で定め、職員等における業務委縮の軽減を図り、公務能率の低下につながる懸念を解消することで、公正な職務を執行できるよう条例を制定するものであります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第6、議案第26号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第26号

今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

提案理由

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）の廃止に伴い、所要の改正をするため、この議案を提出します。

今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

今帰仁村職員の給与に関する条例（昭和60年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現 行
別表第3（第11条の4、第11条の5関係） 1 略 2 略 3 略 4 <u>新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいう。以下同じ。）から村民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る規則で定める作業（新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、又は汚染の疑いのある施設等のうち規則で定める施設等での作業に限る。）に従事した職員 日額4,000円を超えない範囲内において規則で定める額</u> 5 略 6 略	別表第3（第11条の4、第11条の5関係） 1 略 2 略 3 略 4 <u>新型コロナウイルス感染症（<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から村民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る規則で定める作業（新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、又は汚染の疑いのある施設等のうち規則で定める施設等での作業に限る。）に従事した職員</u> 日額4,000円を超えない範囲内において規則で定める額</u> 5 略 6 略
備考 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

めくりまして、一部を改正する条例。今帰仁村職員の給与に関する条例（昭和60年条例第13号）の一部を次のように改正する。右側が現行、別表第3第4項の下線部分を左側改正後案、別表第3第4項の下線部分に改めるものであります。

附則、この条例は公布の日から施行する。これまで、新型コロナウイルス感染症は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で指定感染症として新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令に基づき、位置づけられたところですが、特措法等改正法により政令は廃止され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項の「新型インフルエンザ等感染症」として位置づけられましたので、本条例を改正するものであります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第7. 議案第27号 今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民の浜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第27号

今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民の浜の
設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

令和3年6月11日提出

今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

今帰仁村総合運動公園及び村民の浜施設の利活用を図ることを目的に、キャンプの需要と供給について実証実験の施設を整備するにあたり、施設名称の追加が必要であるため、この議案を提出します。

今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民の浜の設置
及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和60年条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
今帰仁村営グラウンド	今帰仁村字越地187番の1	今帰仁村営グラウンド	今帰仁村字越地187番の1
今帰仁村総合運動公園（村民運動場、サブグラウンド、村民プール、テニスコート、村民体育館、 <u>クラブハウス及びキャンプ場を含む。</u> ）	今帰仁村字仲宗根851番の1	今帰仁村総合運動公園（村民運動場、サブグラウンド、村民プール、テニスコート、村民体育館及び <u>クラブハウスを含む。</u> ）	今帰仁村字仲宗根851番の1
備考			
1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。			
2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。			
3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。			

（今帰仁村村民の浜の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 今帰仁村村民の浜の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現 行
（行為の禁止）	（行為の禁止）
第4条 村民の浜において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。	第4条 村民の浜において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
（1）～（4） （略）	（1）～（4） （略）
<u>（5）</u> （略）	<u>（5）</u> <u>区域内でのキャンプ</u>
<u>（6）</u> （略）	<u>（6）</u> （略）
<u>（7）</u> （略）	<u>（7）</u> （略）
<u>（8）</u> （略）	<u>（8）</u> （略）
<u>（9）</u> （略）	<u>（9）</u> （略）
	<u>（10）</u> （略）

備考

- 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

めぐりまして、改正する条例です。（今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）第1条 今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和60年条例第23号）の一部を次のように改正する。右側現行部分を左側改正後、下線部分で改めた部分と加えた部分となっております。

めぐりまして、第2条 今帰仁村村民の浜の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第24号）の一部を次のように改正する。右側現行の第4条第5号を削除し、第6号から第10号を繰上げ整理したものが左側の改正後の案となっております。附則、この条例は公布の日から施行する。本条例を改正し、実証実験によりキャンプの需要と供給のデータを収集、分析を行い今後の整備計画の資料とするものであります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第8、議案第28号 今帰仁城跡附シイナ城跡保存管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第28号

今帰仁城跡附シイナ城跡保存管理条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

令和3年6月11日提出

今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

今帰仁城跡附シイナ城跡に指定地域が追加されたことに伴い、条例を整備する必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁城跡附シイナ城跡保存管理条例の一部を改正する条例

今帰仁城跡附シイナ城跡保存管理条例（昭和55年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現 行
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「今帰仁城跡附シイナ城跡」とは、別表に掲げる第1次指定地域、第2次指定地域、第3次指定地域、第4次指定地域、第5次指定地域、<u>第6次指定地域及び第7次指定地域</u>をいう。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p><u>第7次指定地域（令和3年3月26日指定）</u></p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「今帰仁城跡附シイナ城跡」とは、別表に掲げる第1次指定地域、第2次指定地域、第3次指定地域、第4次指定地域、第5次指定地域<u>及び第6次指定地域</u>をいう。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p>
<p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年3月26日から適用する。

【別記1】

改正後（案）

第7次指定地域（令和3年3月26日指定）

大字	小字	地番	地目	地積（㎡）	備考
呉我山	三謝原	73	畑	1,751	
〃	〃	74-1	山林	4,960	
〃	〃	74-2	畑	1,862	
〃	〃	74-3	山林	318	
〃	〃	75	畑	1,014	
〃	〃	100-1	山林	5,120	
〃	〃	100-2	〃	691	

めぐりまして、今帰仁城跡附シイナ城跡保存管理条例（昭和55年条例第1号）の一部を次のように改正する。右側現行部分、第2条の下線部分を左側の改正後、第2条下線部分で改めた部分と加えた部分となっております。別表につきましては、新たに加えております。附則、この条例は、公布の日から施行し、令和3年3月26日から適用する。

めぐりまして、別記1、第7次指定地域で追加された7筆を表記をしております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第9. 議案第29号 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第29号

今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

令和3年6月11日提出

今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の申請の特例に関し、所要の改正をするため、この議案を提出します。

今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

今帰仁村国民健康保険税条例（昭和47年条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現 行
<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする減免の申請の特例）</p> <p>14 令和2年2月1日から同年3月31日までの間に納期限が到来する令和元年度分及び令和2年度分の保険税の減免の申請で<u>新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114</u></p>	<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする減免の申請の特例）</p> <p>14 令和2年2月1日から同年3月31日までの間に納期限が到来する令和元年度分及び令和2年度分の保険税の減免の申請で<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項の新型コロナウイルス感染</u></p>

<p>号) <u>第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。</u>の影響を理由とするものに対する第24条の3第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは「令和3年3月31日」とする。</p> <p><u>15 令和3年4月1日から同年4月30日までの間に納期限が到来する令和2年度分及び令和3年度分の保険税の減免の申請で新型コロナウイルス感染症の影響を理由とするものに対する第24条の3第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは「令和4年3月31日」とする。</u></p>	<p>症の影響を理由とするものに対する第24条の3第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは「令和3年3月31日」とする。</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。 	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

めぐりまして、今帰仁村国民健康保険税条例（昭和47年条例第46号）の一部を次のように改正する。右側が現行部分、第14項の下線部分を左側改正後、第14項の下線部分に改めます。第15項につきましては、新たに加えております。附則、この条例は、公布の日から施行する。本条例は新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度の収入が下がるなどした世帯に対して国民健康保険税を減免するためのものです。以上です。

○ **座間味 薫 議長** 日程第10. 議案第30号 工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ **比嘉克雄 副村長**

議案第30号

工事請負契約について

琉球地区（今帰仁）中層型浮魚礁更新工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

- 1 契約の目的 琉球地区（今帰仁）中層型浮魚礁更新工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 86,350,000円
- 4 契約の相手方 今帰仁村字仲宗根99番地の1
有限会社 山川建設
代表取締役 山川 宗一

令和3年6月11日提出
今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

琉球地区（今帰仁）中層型浮魚礁更新工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第18号）第2条の規定により、議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

めぐりまして、工事請負契約書、設置位置図、浮き漁礁の全体図を添付しております。お目通しをお願いいたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第11. 議案第31号 令和3年度今帰仁村一般会計第1回補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第31号

令和3年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和3年度今帰仁村一般会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,323万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億2,503万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年6月11日提出

今帰仁村長 久田 浩也

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		809,001	67,944	876,945
	2 国庫補助金	333,821	67,944	401,765
16 県支出金		840,567	193,107	1,033,674
	2 県補助金	551,241	192,416	743,657
	3 県委託金	38,654	691	39,345
17 財産収入		22,096	1,679	23,775
	2 財産売却収入	2	1,679	1,681
18 寄附金		1	9,529	9,530
	1 寄附金	1	9,529	9,530
19 繰入金		380,194	37,037	417,231
	1 繰入金	380,194	37,037	417,231
21 諸収入		177,906	5,635	183,541
	4 雑収入	118,072	5,635	123,707
22 村債		226,400	8,300	234,700
	1 村債	226,400	8,300	234,700
歳入合計		5,401,808	323,231	5,725,039

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		727,861	49,787	777,648
	1 総務管理費	582,609	48,267	630,876
	2 徴税費	95,090	426	95,516
	3 戸籍住民登録費	32,280	1,094	33,374
3 民生費		1,914,424	23,237	1,937,661
	1 社会福祉費	1,115,968	998	1,116,966
	2 児童福祉費	798,456	22,239	820,695
4 衛生費		448,440	1,823	450,263
	1 保健衛生費	234,447	1,823	236,270
6 農林水産業費		413,898	202,596	616,494
	1 農業費	162,231	172,444	334,675
	2 林業費	11,835	30,152	41,987
7 商工費		166,376	25,269	191,645
	1 商工費	166,376	25,269	191,645
8 土木費		505,139	3,508	508,647
	2 道路橋梁費	96,644	3,203	99,847
	4 港湾費	20,926	0	20,926
	5 住宅費	322,180	305	322,485
10 教育費		599,750	14,151	613,901
	1 教育総務費	125,115	277	125,392
	2 小学校費	90,430	7,123	97,553
	3 中学校費	44,491	694	45,185
	5 社会教育費	205,622	3,395	209,017
	6 保健体育費	134,092	2,662	136,754
14 予備費		3,000	2,860	5,860
	1 予備費	3,000	2,860	5,860
歳出合計		5,401,808	323,231	5,725,039

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
漁村地域整備交付金事業	千円 16,200	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしく は、低利に借 換えすること ができる。	千円 16,200	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしく は、低利に借 換えすること ができる。
水産環境整備事業	13,100	〃			13,100	〃		
村道越地与比地小浜原線改良事業	8,800	〃			8,800	〃		
沖縄振興特別推進交付金事業	22,800	〃			22,800	〃		
湧川第2団地新築事業	93,600	〃			93,600	〃		
臨時財政対策債	70,000	〃			70,000	〃		
史跡等総合活用整備事業(災害)	1,900	〃			1,900	〃		
「やんばるの自然」関連施設整備事業	0	〃			6,000	〃		
庁舎建設事業(一般単独事業)	0	〃			2,300	〃		
合 計	226,400							

なお詳細については、担当課長より説明を行います。以上です。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 議案第31号 令和3年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について、私のほうから歳入歳出の節における300万円以上の増減について説明いたします。

まずは歳入のほうから、8ページをお願いいたします。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額6,724万4,000円は、1節総務管理費におきまして、沖縄振興特別事業推進費の2,404万1,000円と子育て世帯生活支援特別給付金事務費の313万1,000円、それと下の段になりますが、子育て世帯生活支援特別給付金事業費の1,595万円、7節の沖縄観光防災力強化支援事業の2,254万円が主なものでございます。

続いて、9ページをお願いします。16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、補正額2,000万円は、2節の沖縄振興特別推進交付金の2,000万円の補正によるものでございます。続いて、4目農林水産業費県補助金、補正額1億7,221万円は1節の災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業1億7,221万円によるものでございます。

続いて、12ページをお願いします。18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額952万9,000円は、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄付金942万9,000円が主なものでございます。

続いて、13ページをお願いします。19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正額3,703万7,000円は、1節の財政調整基金2,693万7,000円と今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金775万円が主なものでございます。

続いて、14ページをお願いします。21款諸収入、4項雑入、4目雑入、補正額563万5,000円は、2節雑入の社会教育課におきます国頭郡体育協会パートタイム会計年度任用職員費の267万5,000円が主なものでございます。

続いて、15ページをお願いします。22款村債、1項村債、4目土木債、補正額600万円、1節の道路橋梁債のうち「やんばるの自然」関連施設整備事業600万円の計上によるものでございます。

次、歳出に移ります。16ページをお願いします。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正額1,688万3,000円は、12節委託料の中の土地境界確定測量業務等240万4,600円と24節積立金の次のページになりますが、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金942万9,000円が主なものでございます。

同じく17ページの8目防災対策費、補正額2,458万9,000円は、10節需用費の沖縄観光防災力強化支援事業、12節委託料の同じ事業で402万4,200円、それと17節備品購入費で、同事業で1,152万8,000円によるものでございます。

次、21ページをお願いします。3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、補正額1,908万1,000円は、次のページになりますが、18節負担金、補助及び交付金の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）で1,595万円が主なものでございます。

次に、25ページをお願いします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額1億7,221万円は、18節負担金、補助及び交付金の災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業1億7,221万円の計上によるものでございます。

次、26ページをお願いします。6款2項林業費の1目林業総務費、補正額3,015万2,000円は、12節委託料で「やんばるの自然」関連施設整備事業、14節工事請負費で同事業の1,958万5,000円の計上によるものでございます。

次、27ページをお願いします。7款商工費、1項商工費、2目観光振興費、補正額2,513万円は、12節委託料におきまして、今帰仁村シームレス観光推進事業2,500万円の計上が主なものでございます。

次、32ページをお願いします。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額712万3,000円は、14節工事請負費におきまして、今帰仁小学校正門アプローチ道路工事500万円の計上が主なものでございます。以上が一般会計第1回補正予算の歳入歳出におけます300万円以上の増減の説明となります。以上で終わります。

○ **座間味 薫 議長** 日程第12. 議案第32号 令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ **比嘉克雄 副村長**

議案第32号

令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,986万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月11日提出

今帰仁村長 久田 浩也

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 国庫支出金		27,277	1,000	28,277
	1 国庫補助金	27,277	1,000	28,277
歳入合計		2,028,867	1,000	2,029,867

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		1,522,031	1,000	1,523,031
	7 傷病手当金	0	1,000	1,000
歳出合計		2,028,867	1,000	2,029,867

この補正予算は、国民健康保険の被保険者で給与の支払いを受けているものが新型コロナウイルス感染症により、その労務に服することができなくなった場合に支援する傷病手当金を国庫補助金で収入し、支出するものであります。

○ 座間味 薫 議長 日程第13. 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和3年6月11日提出

今帰仁村長 久田 浩也

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。

今帰仁村税条例等の一部を改正する条例

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第108号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第35号）が令和3年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、今帰仁村税条例（昭和47年条例第22号）を改正する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年3月31日
今帰仁村長 久田 浩也

今帰仁村税条例等の一部を改正する条例

（今帰仁村税条例の一部改正）

第1条 今帰仁村税条例（昭和47年条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現 行
<p>（個人の村民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条 略</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>（寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支</p>	<p>（個人の村民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条 略</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>（寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支</p>

出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの

ア 略

イ 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平

出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの

ア 略

イ 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（_____
_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（_____
_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。
_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平

成20年政令第155号) 附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。) に対する寄附金 (出資に関する業務に充てられることが明らか
なものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。))

カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金 (出資に関する業務に充てられることが明らか
なものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。))

キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金 (法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが
明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。))

ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金 (出資に関する業務に充てられることが
明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。))

ケ 略

コ 租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金 (その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられる
ことが明らかなもの及び次号に掲げる寄附金除く。))

(2) 略

2 略

成20年政令第155号) 附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。) に対する寄付金 (_____

_____ 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金 (_____

_____ 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金 (法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。
_____ 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金 (_____

_____ 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ケ 略

コ 租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金 (その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの _____
_____ 及び次号に掲げる寄附金除く。)

(2) 略

2 略

(1)～(3) 略

2及び3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(特別徴収税額)

第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び第3項並びに第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) 略

2 略

(退職所得申告書)

第53条の9 略

2 略

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退

(1)～(3) 略

2及び3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(特別徴収税額)

第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) 略

2 略

(退職所得申告書)

第53条の9 略

2 略

職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

(固定資産税の納期)

第67条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 4月1日から同月30日まで
- 第2期 7月1日から同月31日まで
- 第3期 12月1日から同月31日まで
- 第4期 翌年2月1日から同月末日まで

2～4 略

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 略

(種別割の賦課期日及び納期)

(固定資産税の納期)

第67条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 4月1日から同月30日まで
- 第2期 7月1日から同月31日まで
- 第3期 12月1日から同月25日まで
- 第4期 翌年2月1日から同月末日まで

2～4 略

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項_____において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項_____において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 略

(種別割の賦課期日及び納期)

第83条 略

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

附 則

(個人の村民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2及び3 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

第83条 略

2 種別割の納期は、5月10日から同月31日までとする。

附 則

(個人の村民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族_____

_____の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2及び3 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例
で定める割合は、5分の3とする。

4 法附則第15条第23項に規定する市町村の条例
で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村
の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村
の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第3号に規定する市町村
の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村
の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第25項第2号に規定する市町村
の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備
について同号に規定する市町村の条例で定める
割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備
について同号に規定する市町村の条例で定める
割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備
について同号に規定する市町村の条例で定める
割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備
について同号に規定する市町村の条例で定める
割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備
について同号に規定する市町村の条例で定める
割合は、4分の3とする。

15 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備
について同号に規定する市町村の条例で定める
割合は、4分の3とする。

2 略

3 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例
で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第19項に規定する市町村の条例
で定める割合は、5分の3とする。

5 法附則第15条第26項に規定する市町村の条例
で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第27項第1号に規定する市町村
の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第27項第2号に規定する市町村
の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第27項第3号に規定する市町村
の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第28項第1号に規定する市町村
の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第28項第2号に規定する市町村
の条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備
について同号に規定する市町村の条例で定める
割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備
について同号に規定する市町村の条例で定める
割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備
について同号に規定する市町村の条例で定める
割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備
について同号に規定する市町村の条例で定める
割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備
について同号に規定する市町村の条例で定める
割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備
について同号に規定する市町村の条例で定める
割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

17 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

22 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

25及び26 略

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度まで各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 略

(1)～(7) 略

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第11条の2 村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる

17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

18 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

22 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

25 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

26及び27 略

(土地に対して課する平成30年度から令和2年度まで各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 略

(1)～(7) 略

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第11条の2 村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる

地域において地価が下落し、かつ、村長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であつて、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地

地域において地価が下落し、かつ、村長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であつて、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額 _____（当該宅地

等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地

等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地

等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額と

等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地

等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地

等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額と

した場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の

した場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の

固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

（免税点の適用に関する特例）

第14条 略

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」

固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額_____）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額_____を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

（免税点の適用に関する特例）

第14条 略

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」

とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2の2 略

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判

とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項_____において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2の2 略

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項_____において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項_____において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判

年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については_____

____、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

- 5 略
- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3

年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

____、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

- 5 略

輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8. 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3

輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 村長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 村長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

<p>2及び3 略</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第22条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第26条 略</p> <p><u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>	<p>2及び3 略</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第22条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第26条 略</p>
<p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分(以下「現行部分」という。)に対応する改正後(案)の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正後部分を削る。</p> <p>4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。</p>	

(今帰仁村税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 今帰仁村税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	改正前
<p>第2条 今帰仁村税条例（昭和47年条例第22号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を</p>	<p>第2条 今帰仁村税条例（昭和47年条例第22号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を</p>

「第321条の8第60項」に、「同条第42項」を「同条第60項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第69項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」

「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」

<p>に、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改める。</p> <p>第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項から第6項までを削る。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。</p> <p>附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。</p>	<p>に_____改める。</p> <p>第52条第4項_____から第6項までを削る。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第3条2第2項中「及び第4項」を削る。</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正後部分を削る。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中今帰仁村税条例第34条の7第1項第1号の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中今帰仁村税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中今帰仁村税条例附則第3条第4項及び第5項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- (4) 第1条中今帰仁村税条例附則第10条の2第25項を同条第23項とし、同項の次に1項を加える改正規定（第24項に係る部分に限る。） 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和

3年法律第31号)の施行の日

(村民税に関する経過措置)

- 第2条 第1条の規定による改正後の今帰仁村税条例(以下「新条例」という。)第34条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日(以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。)以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の今帰仁村税条例(次項及び第3項において「旧条例」という。)第34条の7第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。
- 2 新条例第36条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 3 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 4 新条例の規定中個人の村民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和5年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。第5項において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。)附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同

じ。)をした同条に規定する家屋及び構築物(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 5 新条例附則第10条の2第26項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日(当該施行の日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第10条の2第26項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第2項」とあるのは、「生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

改正条例についての詳細は担当課長より説明いたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 承認第2号の専決処分の承認を求めることについて、税条例の主な改正概要について、私からご説明させていただきます。

お手元に配付されている概要説明書に基づいて説明させていただきます。先ほど、提案理由は副村長がご説明したとおりでございます。令和3年度の地方税法改正に伴うものがございます。主な改正概要でございますが、まず個人住民税の関係でございます。

1つ目に、非課税に伴う限度額における範囲の明確化を第24条と附則の第5条で行っております。個人

村民税の均等割、所得割の非課税限度額について、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の取扱と同様としております。

2つ目に、住宅ローン控除の見直しでございます。新型コロナウイルス感染症の影響によって、入居が遅れた方々の住宅借入金等の特別税額控除の特例でございます。この特例につきましては、消費税が10%に改正されたときに創設された負担軽減措置のことでございますが、その適用を1年間延長いたします。令和4年12月末までとしております。現行の制度と同じく、翌年度の個人村民税において、適用年の各年度分の住宅借入金等、特別税額控除のうち所得税額から控除しきれなかった分をその残額を住民税のほうで減額するという措置でございます。この制度につきましては、現行と同様に減収の額については、全額国費で補填いたします。

次に、固定資産税の関係でございます。負担調整措置、土地の評価替えにより評価額が急激に上昇した場合でも税額の上昇は緩やかなものになるように課税標準額を徐々に本来の税額に近づけていくという激変緩和の措置であります負担調整措置について、その制度によって税額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く特例の措置を講じます。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえたもので、納税者の負担感に配慮する観点から令和3年度に限っての適用でございます。負担調整措置により、課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置くという特例が講じられます。

3番目に、軽自動車税の関係でございますが、車体課税の見直しを行います。1つ目に、軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直しと臨時的軽減の延長でございます。新たな燃費基準の下で税率区分の見直しを行います。そして、環境性能割の税率1%分を軽減するという制度が今行われていますが、期限を9月延長いたします。

もう1つ目は、グリーン化の特例の見直しでございます。対象区分の重点化及び基準の切替えを行って適用期限を2年間延長するという改正を行っております。その他、文言の整理や法改正に伴う条ずれの修正等を行っております。施行日は、令和3年4月1日から施行しておりますが、改正規定によっては施行日が異なる場合がございます。附則で定めておりますので、ご確認をお願いいたします。以上です。

○ **座間味 薫 議長** 日程第14. 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ **比嘉克雄 副村長**

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和3年6月11日提出
今帰仁村長 久田 浩也

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。

今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

理 由

離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第32号）が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例（平成元年条例第18号）を改正する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年3月31日
今帰仁村長 久田 浩也

今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例（令和元年条例第18号）の一部を改正する条例

今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例（令和元年条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現 行
（趣旨） 第1条 略 （用語） 第2条 略 （1）～（3） 略 （4）促進区域対象施設 地域未来投資促進法 第25条に規定する承認地域経済牽引事業の ための施設のうち地域経済牽引事業の促進 による地域の成長発展の基盤強化に関する 法律第26条の地方公共団体等を定める省令 （平成19年総務省令第94号）第2条に規定	（趣旨） 第1条 略 （用語） 第2条 略 （1）～（3） 略 （4）促進区域対象施設 地域未来投資促進法 第24条に規定する承認地域経済牽引事業の ための施設のうち地域経済牽引事業の促進 による地域の成長発展の基盤強化に関する 法律第25条の地方公共団体等を定める省令 （平成19年総務省令第94号）第2条に規定

する対象施設をいう。

(5) 略

(観光地形成促進地域における課税免除)

第3条 村長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和4年3月31日までの間に、沖振法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第1条第2項に規定する対象施設（以下「特定民間観光関連施設」という。）を新設し、又は増設した青色申告者等について、沖振法第8条で定める特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)

第4条 村長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和4年3月31日までの間に、沖振法第35条の3第4項の規定による認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画に従って 、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、租税特別措置法
 第12条第1項の表の第1号若しく

する対象施設をいう。

(5) 略

(観光地形成促進地域における課税免除)

第3条 村長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和3年3月31日までの間に、沖振法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第1条第2項に規定する対象施設（以下「特定民間観光関連施設」という。）を新設し、又は増設した青色申告者等について、沖振法第8条で定める特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)

第4条 村長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和3年3月31日までの間に、沖振法第35条の3第4項の規定による認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画にしたがって、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第2号若しく

は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用整備に限る。）であって取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用整備に限る。）で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けた青色申告者等について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である機械及び装置若しくは家屋又はその敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

（促進区域における課税免除）

第5条 村長は、促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が令和5年3月31日以前であるものに限る。以下この条において「同意日」という。）から令和5年3月31日までに促進区域対象施設を設置した青色申告者等である承認地域経済牽引事業者（地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた者をいう。以下この条において「牽引事業者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（牽引事業者が同意日以後において取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から

は第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備

_____であって取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品

_____で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けた青色申告者等について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である機械及び装置若しくは家屋又はその敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

（促進区域における課税免除）

第5条 村長は、促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が令和3年3月31日以前であるものに限る。以下この条において「同意日」という。）から起算して5年以内に_____に促進区域対象施設を設置した青色申告者等である承認地域経済牽引事業者（地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた者をいう。以下この条において「牽引事業者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（牽引事業者が同意日以後において取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から

<p>起算して1年以内に当該土地を敷地として、この条における家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後3年度分について、課税を免除する。</p> <p>第6条～第8条 略</p>	<p>起算して1年以内に当該土地を敷地として、この条における家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後3年度分について、課税を免除する。</p> <p>第6条～第8条 略</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正後部分を削る。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条及び第4条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。
- 3 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日が平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間にある場合における改正後の第5条の規定の適用については、なお従前の例による。

条例の改正内容につきましては担当課長から説明いたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 承認第3号の今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての概要をご説明いたします。

まず沖縄振興特別措置法の関連での課税免除についてでございます。適用期限を1年間延長いたします。観光地形成促進地域第3条、それから第4条における産業高度化・事業革新促進地域の2つにつきまして課税免除の適用期限を1年延長。現行の「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」としております。

次に、課税免除となる対象施設の一部についての限定措置につきましては、第4条の産業高度化・事業

革新促進地域における課税免除となる対象資産の一部についてでございますが、5Gの情報通信システムに該当するものにつきましては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限るという限定措置を取っております。第5条の地域未来投資促進法関連の課税免除については、第2条第1項第4号の促進区域対象施設の用語の説明における法律の条ずれ、それから省令名の変更を行っております。こちらも課税免除の適用期限の延長をしております。2年の延長となります。現行の「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」としてしております。この改正につきましては、令和3年4月1日から施行しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第15. 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和3年6月11日提出

今帰仁村長 久田 浩也

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。

今帰仁村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

理 由

地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、今帰仁村固定資産評価審査委員会条例（昭和47年条例第5号）を改正する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年3月31日

今帰仁村長 久田 浩也

今帰仁村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

今帰仁村固定資産評価審査委員会条例（昭和47年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現 行
<p>第1条～第3条 略 （審査の申出）</p> <p>第4条 略 2及び3 略</p> <p><u>4</u>及び<u>5</u> 略</p> <p>第5条及び第6条 略 （審査申出人の口頭による意見陳述）</p> <p>第7条 略 2 略 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名を記載しなければならない。 （1）～（3） 略 （口頭審理）</p> <p>第8条 略 2～4 略 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 （1）～（3） 略</p> <p>6及び7 略</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名を記載しなければならない。 （1）～（5） 略</p>	<p>第1条～第3条 略 （審査の申出）</p> <p>第4条 略 2及び3 略</p> <p><u>4</u> 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</p> <p><u>5</u>及び<u>6</u> 略</p> <p>第5条及び第6条 略 （審査申出人の口頭による意見陳述）</p> <p>第7条 略 2 略 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。 （1）～（3） 略 （口頭審理）</p> <p>第8条 略 2～4 略 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。 （1）～（3） 略</p> <p>6及び7 略</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。 （1）～（5） 略</p>

<p>(実地調査)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、 調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏 名を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の 氏名を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第11条～第14条 略</p>	<p>(実地調査)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、 調査を行った委員及び調書を作成した書記がこ れに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、 議事に関与した委員及び調書を作成した書記が これに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第11条～第14条 略</p>
<p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正後部分を削る。</p> <p>4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。</p>	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

めぐりまして、改正する条例。今帰仁村固定資産評価審査委員会条例（昭和47年条例第5号）の一部を次のように改正する。本条例の改正につきましては、固定資産の価格に係る不服審査の手續における審査申出書その他の書類への押印及び署名を不要とするもので、右側が現行部分。左側が改正後となっております。概要につきましては、納税者の負担軽減のため、押印及び署名を不要とする改正が条例第4条、第8条。また、内部手續の事務の簡素化のため、押印及び署名を不要とする改正が条例第7条から第10条となっております。附則、この条例は令和3年4月1日から施行する。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第16. 報告第3号 令和2年度今帰仁村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

報告第3号

令和2年度今帰仁村一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和3年6月11日提出

今帰仁村長 久田 浩也

令和2年度今帰仁村一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	村債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
2. 総務費	1. 総務管理費	新庁舎建設事業	69,698,000	48,908,000			42,000,000		6,908,000
2. 総務費	1. 総務管理費	高度無線環境整備推進事業	9,000,000	9,000,000	7,200,000				1,800,000
2. 総務費	1. 総務管理費	今帰仁村高速通信インフラ整備事業	134,065,000	134,065,000	134,065,000				0
2. 総務費	3. 戸籍住民登録費	戸籍附票システム改修事業	4,884,000	4,884,000	4,884,000				0
2. 総務費	3. 戸籍住民登録費	戸籍情報システム改修事業	1,496,000	1,496,000	1,496,000				0
3. 民生費	1. 社会福祉費	今帰仁村新生児特別定額給付金	4,660,000	1,120,000	1,120,000				0
4. 衛生費	1. 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	37,295,000	34,084,000	34,084,000				0
6. 農林水産業費	1. 農業費	農村集落基盤再編・整備事業 西地区	87,209,000	8,410,000	7,095,000	600,000			715,000
7. 商工費	1. 商工費	本部半島・伊江島エリア観光促進事業 (古宇利島観光拠点施設整備事業)	60,437,000	58,733,000	46,032,000	11,400,000			1,301,000
7. 商工費	1. 商工費	景観形成強化事業	98,500,000	64,773,000	51,825,000	12,900,000			48,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	古宇利観光道路整備	4,000,000	3,275,000					3,275,000
8. 土木費	5. 住宅費	村営湧川第2団地新築事業	19,810,000	9,536,000	9,536,000				0
10. 教育費	1. 教育総務費	統合型校務支援システム導入事業	12,939,000	12,939,000	12,939,000				0
10. 教育費	2. 小学校費	公立学校情報機器整備事業	2,500,000	2,500,000	2,400,000				100,000
10. 教育費	5. 社会教育費	文化的景観保護推進事業	4,216,000	4,035,000	3,372,000				663,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	村債	その他	
10. 教育費	6. 保健体育費	公共施設等の管理維持体制持続化事業	16,885,000	11,385,000		11,385,000			0
合 計			567,594,000	409,143,000	0	327,433,000	66,900,000	0	14,810,000

計算書につきましては、担当課長より説明いたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 報告第3号 令和2年度今帰仁村一般会計繰越明許費繰越計算書について、私のほうから説明申し上げます。

まず計算書のほうの款、項と事業名と繰越額から説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、事業名が新庁舎建設事業、繰越額が4,890万8,000円でございます。そちらのほうは、実施設計におけます条件整備に期間を要し、不測の日数を要したため繰越しております。

次に同じく2款総務費、1項総務管理費、事業名が高度無線環境整備推進事業、繰越額900万円でございます。事業の諸条件整備に日数を要したため、繰越しております。

次に同じく2款総務費、1項総務管理費、今帰仁村高速通信インフラ整備事業、繰越額1億3,406万5,000円でございます。こちらのほうは諸条件整備に日数を要したため、繰越しております。

次に2款総務費、3項戸籍住民登録費、事業名が戸籍附票システム改修事業、繰越額488万4,000円は、その事業の内容の国の示す仕様の変更がありまして、その調整により不測の日数を要したため、繰越しております。

次、同じく2款総務費、3項戸籍住民登録費、戸籍情報システム改修事業でございます。繰越額が149万6,000円であります。先ほどの事業と同じく国の示す仕様の変更により不測の日数を要したため、繰越しております。

続いて3款民生費、1項社会福祉費、今帰仁村新生児特別定額給付金事業でございます。繰越額が112万円でございます。そちらの事業は、給付対象者になり得る申出者が4月に入るため、事業を繰越しております。

続いて4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、繰越額3,408万4,000円は、同事業の諸条件整備に日数を要したため、繰越しております。

続いて6款農林水産業費、1項農業費、農村集落基盤再編・整備事業西地区、繰越額が841万円でございます。当事業の施行に係る影響範囲の用地調整に不測の日数を要したため、繰越しております。

続いて7款商工費、1項商工費、本部半島・伊江島エリア観光促進事業（古宇利島観光拠点施設整備事業）、繰越額が5,873万3,000円でございます。そちらの事業は、諸条件整備に日数を要したため、繰越しております。

続いて7款商工費、1項商工費、事業名が景観形成強化事業、繰越額が6,477万3,000円。そちらの事業は、用地交渉に不測の日数を要したため、繰越しております。

続いて8款土木費、2項道路橋梁費、古宇利観光道路整備、繰越額327万5,000円は、その事業に係る保安林解除の調整に不測の日数要したため、繰越しております。

続いて8款土木費、5項住宅費、村営湧川第2団地新築事業、繰越額が953万6,000円です。その事業は農振法及び農地法の調整に日数を要したため、繰越しております。

続いて10款教育費、1項教育総務費、統合型校務支援システム導入事業、繰越額が1,293万9,000円です。そちらの事業は諸条件整備に日数を要したため、事業を繰越しております。

続いて10款教育費、2項小学校費、公立学校情報機器整備事業、繰越額が250万円です。そちらの事業は、諸条件整備に日数を要したため、繰越しております。

続いて10款教育費、5項社会教育費、文化的景観保護推進事業、繰越額が403万5,000円でございます。そちらの事業は、コロナ禍の影響により開催予定していたイベントの延期や計画策定の会議の委員会の延期等の工程に不測の日数を要したため、繰越しております。

続いて10款教育費、6項保健体育費、公共施設等の管理維持体制持続化事業、繰越額が1,138万5,000円です。こちらの事業は、設計調整に不測の日数を要したため、事業を繰越しております。以上で、令和2年度今帰仁村一般会計繰越明許費繰越計算書の説明となります。以上です。

○ **座間味 薫 議長** 日程第17. 報告第4号 令和2年度今帰仁村一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。比嘉克雄副村長。

○ **比嘉克雄 副村長**

報告第4号

令和2年度今帰仁村一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和3年6月11日提出

今帰仁村長 久田 浩也

計算書につきましては、担当課長より説明いたします。以上です。

○ **座間味 薫 議長** 田港朝津企画財政課長。

○ **田港朝津 企画財政課長** 報告第4号 令和2年度今帰仁村一般会計事故繰越し繰越計算書について説明申し上げます。

令和2年度 今帰仁村一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源	
									国県支出金	村債		
2. 総務費	1. 総務管理費	新庁舎建設事業	円 81,187,000	円 0	円 81,187,000	円 81,187,000	円 81,187,000	円 0	円 0	円 60,800,000	円 20,387,000	

資料の確認をお願いします。2款総務費、1項総務管理費、事業名は新庁舎建設事業、繰越額が8,118万7,000円です。そちらの事業は、用地取得の一連業務に不測の日数を要したため、事業を繰越しております。以上で説明を終わります。

○ **座間味 薫 議長** 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(散会時刻 午前11時01分)